

回覧



平成28年12月から特定処理品目の 「乾電池」に出せる品目が 増えます!!

※この変更に伴い「乾電池」から「電池類」に名称が変わります。

特定処理品目に出せる「電池類」

種類

◎乾電池

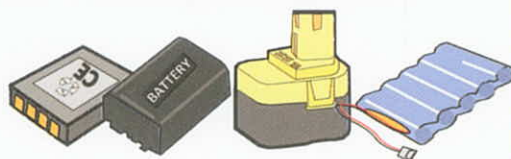


新たに出せる電池類

◎ボタン・コイン電池



◎小型充電式電池



出し方

- 1 乾電池以外は、すべての+極と-極をセロハンテープ・ビニールテープ等で絶縁してください。



- 2 透明・半透明袋に入れて特定処理品目に出してください。

無料



乾電池やボタン電池、小型充電式電池等が入っている電気製品は、廃棄する前に必ず電池等を取り出してください。
取り出し方法がわからない場合は、メーカー・販売店にご相談ください。
また、火災の原因になりますので、可燃ごみや不燃ごみ等には絶対に出さないでください。



◎「電池類」に出せない電池

- ・自動車、オートバイ等のバッテリー
- ・電動アシスト自転車の電池

※電動アシスト自転車の電池は、一般社団法人 電池工業会が行っているリサイクル協力店へお出してください。

リサイクル協力店については、一般社団法人「電池工業会」：<http://www.baj.or.jp/>

お問い合わせ

環境事業センター：電話 87-3912 FAX 87-9779